

令和2年（行ウ）第22号 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件

原告 菱木政晴 外11名

被告 京都府知事

## 準備書面 2

(本件参列・公金支出の政教分離違反を裏付ける事実関係

－新穀供納の儀及び大嘗宮の儀－)

2021年6月22日

京都地方裁判所

第3民事部 合議EB6係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏

弁護士 諸 富 健

弁護士 大 橋 さ ゆ り

ほか7名

記名捺印欄は次頁



## 第1 本件参列及び公金支出の政教分離違反等を裏付ける事実関係（その2）

本準備書面2は、準備書面1に続いて、本件参列及び公金支出の政教分離違反等を裏付ける事実関係のうち、皇居が舞台となった諸儀式・行事の実態及びこれへの京都府知事等の参列行為について述べるものである。

### 1 はじめに

天皇の代替りにともない、新しい天皇の即位の際に行われる即位の礼の後に、大嘗祭が行われることになっているが、即位の礼と大嘗祭との関係については、戦前の帝国憲法の下でのそれと戦後の現行憲法の下とでは、当然のことながら、その取り扱いが根本的に異なるものとなっている。

戦前は、「国家神道」という特異な宗教政策のもとで、神事との区別がなされないまま、即位の礼と大嘗祭は一体不可分のものとして、執り行われた。このことを具体的にいうと、大嘗祭は天孫降臨の神話にもとづき、新しい天皇が神饌しんせんきょうしん供進の神事を行うことにより、神聖不可侵性を獲得するとともに、国家統治の正当性を示すものであって、天皇の代替りにともなう国家のきわめて重要な儀式と位置づけられた。

しかし、戦後、GHQの神道指令により「国家神道」の解体が命じられ、政教分離の原則を規定した現行憲法のもとでは、皇室典範にもとづいて行われる即位の礼の一連の儀式が国事行為とされる一方、宗教儀式である大嘗祭は即位の礼とは切り離され、国事行為から除外されることになった。天孫降臨の神話をもとにした宗教儀式である大嘗祭が、「内閣の助言と承認」にもとづいて行われる国事行為と相容れないことはもとよりのこと、こうした宗教儀式に国家や地方公共団体が関与することはおよそ許されないとわなければならない。

現在の天皇徳仁の即位にあたって、国事行為である「即位の礼」として行われた一連の儀式は、2019年（令和元年）5月1日に始まり、同年11月10日に終わったが、これらの儀式が終わった後、宮中祭祀である大嘗祭の中心儀式である「大嘗宮だいじょうきゅうの儀」が同年11月14日から15日にかけて行われた。しかし、これ

が国事行為ではないことは勿論のこと、大嘗祭が上述した神話に由来することからいえば、地方公共団体の長の参列を含め、国家や地方公共団体が関与することが許されない宗教行為であることはいうまでもない。

以下、京都府東京事務所長が参列した新穀供納の儀、及び京都府知事が参列した大嘗宮の儀の詳細な経過を述べる。

主基田抜穂の儀に続くこれら一連の皇室の諸儀式及びそれへの参列行為が、憲法が禁止する宗教的活動であることについては、次回以降提出予定の準備書面によって明らかにする。

## 2 大礼委員会の設置

(1) 2018年10月12日、宮内庁に「大礼委員会」が設置された。

大礼委員会は、「大礼に関する重要事項を審議し、その執行の円滑化を図るため」に設置されたものであり、構成員としては、委員長に宮内庁長官、副委員長に宮内庁次長、侍従長、東宮大夫及び式部官長、並びに委員10名と参事からなる(甲39)。

同日開催された大礼委員会(第1回)の議事概要によれば、「内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」が本日閣議決定により設置されたことを踏まえ、本日大礼委員会を設置した。」「大礼委員会は式典委員会と共同歩調で進めていく。」との委員長挨拶がなされた(甲40)。

国事行為としての即位関係の式典を取り仕切る「式典委員会」とは別組織として宮内庁内に「大礼委員会」が設けられ、これが大嘗祭関係諸儀式を取り仕切ることとされたようである。

(2) 2018年11月30日、大礼委員会(第2回)が開催された。

議事概要によれば、「大嘗祭の参列者数について」が審議されたが、その際、前回の「平成度の大嘗祭」に関する以下のような総括と「今回の大嘗祭」の方針が説

明されている（甲４１）。

ア 前回の平成度の大嘗祭では、参列者については「１、０００名程度を予定する」とし、９３６名を招待したが、実際の参列状況は、寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、主基殿供饌の儀まで参列していた方は５２０名にとどまっていた。

イ また、前回は、参列者席における端の方の席からは、儀式の様子をうかがうことはできず、様子を見ることができた席は６００席程度にとどまっていた。

ウ 大嘗祭は、その重要性に鑑み、静謐さの中で厳修されることが必要であるが、前回は、<sup>あくしや</sup>幄舎において私語が出るなど静謐さが損なわれたという反省点があった。

エ 儀式の様子が分からない席では、私語が起きやすい懸念があるが、今回は、幄舎の位置を工夫する等により、儀式の様子をうかがえる席を最大限設けるべく管理部で検討した結果、当該席を７００席設けられることが判明した。

オ 以上の諸点を総合的に勘案し、今回の大嘗祭の参列者数については７００名程度を予定することとし、そのための参列範囲の見直しを行うこととしてはどうか。

そして、審議の結果、大嘗祭の参列者数について、「平成度」の１０００名から３００名を減少させ、７００名程度を予定することが了承された。

### ３ 新穀供納の儀

(１) ２０１９年１０月２日、大礼委員会（第８回）にて、大嘗祭関係諸儀式等（神宮に勅使<sup>はっけん</sup>発遣の儀から大嘗祭後大嘗宮地鎮祭まで）の式次第等が決定された。

(２) 同年１０月８日１５時０１分、宮内庁式部職から京都府農林水産部農産課宛に「【宮内庁】新穀供納の実施について（連絡及び依頼）」と題するＥメールが届いた（甲２１）。

添付書面には、悠紀地方新穀供納の儀が同月15日午前10時、主基地方新穀供納の儀が同日午前11時30分に決定した旨と、式次第が記載されている(甲22)。式次第には、まず先に行う悠紀地方新穀供納の式次第、参列諸員の範囲、及び参列者の服装が定められている。参列者として記載されているのは、掌典、掌典補、大田主、奉耕者、悠紀地方の農業団体の総代、斎田所在の農業団体の総代、その他別に定める者、である。次に、主基地方新穀供納は悠紀地方新穀供納に倣う旨が記載されている。

なお、Eメール本文中には、「また、連絡とは別に、新穀供納に関係の向きで特に参列を希望する者がある場合には 詮議いたしますので、その者の肩書きと氏名を、別途お知らせ願います。(〆切は10月8日中)」と記載されている(甲21)。

(3) 同日、京都府農林水産部長は宮内庁式部職に宛てて、「新穀供納に係る参列について(報告)」と題する書面を発送した。その内容は、「新穀供納に係る参列について、これまでの御依頼に基づき下記のとおり参列をいたしますので、報告します。」という文言、及び、「1 役職：京都府東京事務所長」「2 氏名：平井公彦」との記載である(甲23)。

「これまでの御依頼」という文言から、京都府東京事務所長の参列は、同日受信のEメールより前に宮内庁より依頼があり、既に決定されたものであったと思われる。

(4) 同年10月15日、建設中の大嘗宮の一角で、午前10時から悠紀地方新穀供納が、午前11時30分から主基地方新穀供納が行われた。これらは、悠紀主基両地方の斎田で収穫された新穀の供納をする行事である。

悠紀地方新穀供納の式次第は以下のとおりである(甲22)。

10月15日午 時、式場を舗設する。

午 時 分、大礼委員が着床する。

次に掌典及び掌典補が着床する。

次に参列の諸員が着床する。

次に大田主が辛櫃<sup>からひつほうよしや</sup>奉舁者を率いて式場に参入する。

次に大礼委員が新穀を検する。

次に掌典が榼を執って新穀を祓う。

次に新穀を齋庫に収納する(掌典補が奉仕する。)

次に各退出する。

参列の諸員は、次のとおりとするとされている。

悠紀地方の農業団体の総代

齋田所在の農業団体の総代

その他別に定める者

服装は、次のとおり定められている。

掌典、掌典補：祭服

大田主：白張黄単

奉耕者：白張

モーニングコート又はこれに相当するもの

続いて行われる主基地方新穀供納は、悠紀地方新穀供納に倣うとされている。

なお、京都府東京事務所長は同日午前9時30分に東京事務所から皇居に向かい公用車で出発しており(甲42-1)、それから察するに、主基地方新穀供納に参列したと推認される。

#### 4 大嘗宮の儀及び大饗の儀までの経過

(1) 2019年10月29日、宮内庁長官から京都府知事に宛てて、大嘗宮の儀及び大饗の儀への参加案内が送付された(甲24、甲25、甲27及び甲28)。

(2) 同年10月31日までに、京都府知事は、宮内庁式部職宛に、大嘗宮の儀及び大饗の儀へ各参加する旨回答した(甲26及び甲29)。

なお、少なくとも大阪府及び鳥取県の各知事は不参加であった。(甲43及び

44)

(3) 大嘗宮の儀及び大饗の儀が行われるに先立ち、以下の宗教行事が執り行われた。

ア 同年11月8日、神宮に勅使発遣の儀（神宮に大嘗祭を行うことを奉告し幣物を供えるために勅使を派遣する儀式）

イ 同年11月12日、大嘗祭前二日御禊だいじょうさいぜんふつかごけい（大嘗祭の二日前、天皇及び皇后のお祓いをする行事）

ウ 同日、大嘗祭前二日大祓だいじょうさいぜんふつかおほらい（大嘗祭の二日前、皇族はじめ関係諸員のお祓いをする行事）

エ 同年11月13日、大嘗祭前一日鎮魂の儀

オ 同日、大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭

カ 大嘗祭当日神宮に奉幣ほうへいの儀

キ 大嘗祭当日賢所大御饌供進かしこどころおのみけきょうしんの儀

ク 大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告こうれいでんの儀

ケ 大嘗祭当日神殿に奉告の儀

## 5 大嘗宮の儀

以上の宗教行事を経て、2019年11月14日、大嘗宮の儀が行われた。

大嘗宮の儀は、11月14日午後6時から午後9時頃まで3時間にわたって行われる「悠紀殿供饌の儀」と、翌15日午前零時から午前3時頃まで同じく3時間にわたって行われる「主基殿供饌の儀」の二つの儀式からなる。

配置図等は大礼委員会資料（甲45）のとおりである（大嘗宮（建物配置及び主要施設概要）7ページ、神座（概要図）8ページ、繪服にぎたえ、麩服あらたえ9ページ、稻舂いなつき（白及び杵、采女、楽師の配置図）10、11ページ、庭積の机代物（精米・精粟）12ページ、庭積の机代物都道府県別品目13、14ページ、脂燭ししょく15ページ、御菅おかん蓋がい16ページ、国栖くずの古風いにしえぶり17ページ、等）。

また、報道記事及び撮影された画像は、ネット記事等（甲46及び47）のとおり



りである。

## (1) 準備

1 1月14日午前9時、大嘗宮を装飾する。

午後5時、参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

時刻、天皇が御休所にお着きになる。

時刻、皇后が御休所にお着きになる。

次に衛門20人が南北（左右各3人）及び東西（左右各2人）各神門の所定の位置に着く。

次に威儀の者左右各6人が南神門から参入し、所定の位置に着く。

次に悠紀主基両殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、掌典及び掌典補を率いて奉仕する。）。

次ににぎたえ繪服、あらたえ麓服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。

次に各殿にいみび斎火のみあかし灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

この時、にわび庭燎を焼く

## (2) 悠紀殿供饌の儀

### ア 進行次第

- ① 時刻、天皇がかいりゅうでん廻立殿にお入りになる。
- ② 次におみのおゆ小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。
- ③ 次におんさいふく御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。
- ④ 次におちようず御手水を供する（侍従が奉仕する。）。
- ⑤ 次におんしゃく御笏を供する（侍従が奉仕する。）。
- ⑥ 時刻、皇后が廻立殿にお入りになる。
- ⑦ 次に御服を供する（女官が奉仕する。）。
- ⑧ 次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。
- ⑨ 次におんひおうぎ御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。

- ⑩ 時刻、式部官が前導して諸員が参進し、南神門外の<sup>あくしや</sup>幄舎に着床する。
- ⑪ 次に膳屋<sup>かしわや</sup>に稻春歌<sup>いなつきうた</sup>を発し(楽師が奉仕する。)、稻春を行い(采女が奉仕する。)、神饌を調理する(掌典が掌典補を率いて奉仕する。)
- ⑫ 次に本殿南庭の帳殿に<sup>にわづみ</sup>庭積の<sup>つくえしろもの</sup>机代物を置く(掌典が掌典補を率いて奉仕する。)
- ⑬ 次に掌典長が本殿に参進し、祝詞を奏する。
- ⑭ 次に天皇が本殿にお進みになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し(侍従左右各1人が脂燭を執る。)、御前侍従が<sup>けんじ</sup>劍璽を奉じ、御後侍従が御菅蓋<sup>ほうじ</sup>を捧持し、御綱を張り、侍従長、侍従が随従し、皇嗣及び親王が<sup>ぐぶ</sup>供奉され、大礼副委員長1人が随従する。

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各1人が脂燭を執って南階の下に立つ。

- ⑮ 次に侍従が劍璽を奉じて南階を昇り、<sup>げじん</sup>外陣の<sup>ほろうち</sup>幌内に参進し、劍璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、<sup>すのこ</sup>簀子に候する。
- ⑯ 午後6時30分、天皇が<sup>ぎよぎ</sup>外陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簀子に候する。

この時、本殿南庭の<sup>おみ</sup>小忌の幄舎に皇嗣及び親王が着床され、宮内庁長官以下の前行、随従の諸員が着床する。

- ⑰ 次に皇后が本殿南庭の帳殿にお進みになる。

式部副長及び侍従次長が前行し(侍従左右各1人が脂燭を執る。)、女官長及び女官が随従し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、大礼副委員長1人が随従する。

- ⑱ 次に皇后が帳殿の御座にお着きになり、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の幄舎に皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が着床され、侍従次長以下の前行、随従の諸員が着床する。

- ⑲ 次に式部官が楽師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

- ⑳ 次に国栖くず いにしえぶりの古風を奏する。
- ㉑ 次に悠紀地方の風俗歌を奏する。
- ㉒ 次に皇后が御拝礼になる。
- ㉓ 次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。
- ㉔ 次に諸員が拝礼する。
- ㉕ 次に皇后が廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

- ㉖ 次に本殿南庭の回廊ぎょうりゅうに神饌を行立する。
- 掌典補左右各1人が脂燭けずりぎを執り、掌典1人が削木を執る。
- 掌典1人が海老えび鱧のはたふね盥槽たしらを執り、同1人が多志良加かを執る。
- 陪膳の采女1人が御刀子おんかたな筥ぼこを執り、後取の采女1人が御巾おんたなご子い筥ぼこを執る。
- 采女1人が神食かみの薦すごもを執り、同1人が御食み薦すごもを執る。
- 采女1人が御箸おほし筥ぼこを執り、同1人が御枚手おんひらて筥ぼこを執る。
- 采女1人が御飯おも筥のぼこを執り、同1人が鮮物なまもの筥ぼこを執る。
- 采女1人が干物からもの筥のぼこを執り、同1人が御菓子おんくだもの筥のぼこを執る。
- 掌典1人があわびのしるるを執り、同1人がめのしるるを執る。
- 掌典補2人が空こう盞さんを執り、同2人が御おん羹あつもの八足はつそく机づくえをか昇く。
- 掌典補2人が御酒み八足はつそく机づくえをか昇き、同2人が御粥おかゆ八足はつそく机づくえをか昇き、同2人が御直会おんならえ八足はつそく机づくえをか昇く。

- ㉗ 次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとる。

この時、神楽歌を奏する。

- ㉘ 次に天皇が内陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が外陣の幌内に参入し、奉侍する。
- ㉙ 次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。
- ㉚ 次に神饌しんせんを御親供ごしんくになる。
- ㉛ 次に御拝礼の上、御告文おつげぶみをお奏しになる。

③② 次に<sup>おんなおらい</sup>御直会\*。

( \*天照大神と共食することによる神聖性の取得。大禮使事務官星野輝興の「大禮本義」(1928年11月7日官報「雑報」欄。甲48)によれば、「大嘗祭において、皇祖より皇祖の靈徳のこもりこもった、齋庭の稲穂たる新穀をお承けになる、皇祖の靈徳をお承けになる、皇祖の靈徳を肉体的にお承けになる、この時に当たって神の御生活は必然のことと推察される。)

③③ 次に神饌を<sup>てっか</sup>撤下する(陪膳の采女が奉仕する。)

③④ 次に御手水を供する(陪膳の采女が奉仕する。)

③⑤ 次に神饌を膳舎に<sup>たいげ</sup>退下する。

その儀は、行立のときと同じである。

③⑥ 次に廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

③⑦ 次に各退出する。

イ 参列範囲

参列の範囲は、次のとおりとされており、510人が参列した。

①内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者

②国务大臣及び副大臣

③内閣法制局長官及び内閣官房副長官

④検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長

⑤衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査会会長

⑥衆議院の議員40人(特記した議員及び副大臣である議員を除く。)及び事務総長

⑦参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査

会会長

- ⑧参議院の議員 21 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長
- ⑨国立国会図書館長
- ⑩最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び最高裁判所事務総長
- ⑪各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者
- ⑫都道府県の知事及び議会議長
- ⑬市及び町村の長及び議会議長の代表
- ⑭栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会長
- ⑮栃木県及び京都府の斎田の大田主及びその配偶者
- ⑯各界の代表
- ⑰その他別に定める者

### （3）主基殿供饌の儀

「午後 6 時 30 分、天皇が外陣の御座にお着きになり」の時刻が「11 月 15 日午前 0 時 30 分」となり、「悠紀地方の風俗歌」が「主基地方の風俗歌」となる他は、悠紀殿供饌の儀に倣うとされる。

425 人が参列した。

### （4）京都府知事の参列

京都府東京事務所の 2019（令和元）年 11 月 14 日に係る「自動車運行伝票」によれば、公用車は知事を乗せて「会館～東京駅～会館～皇居～会館」と運行し、運行開始時刻は 13 時 15 分、帰着時刻は 16 時 35 分であった（甲 41-3）。

また同月 15 日に係る「自動車運行伝票」によれば、公用車は知事を乗せて「会館～皇居～会館～上野宅～会館」と運行し、運行開始時刻は 2 時であった

(甲4 1 - 4)。

以上より、被告京都府知事は大嘗宮の儀の初めの「悠紀殿供饌の儀」開始時刻である午後6時の2時間程度前には皇居に赴き、「主基殿供饌の儀」の終了する午前3時頃まで皇居に滞在している。

#### (5) 参列者の処遇

被告京都府知事と同じく、大嘗宮の儀に最初から最後まで参列していた歌人永田和宏による京都新聞への寄稿(甲3 1の39頁、京都新聞「点眼」)によれば、大嘗宮の儀に招待され参列した者は、以下のような処遇を受けた。

ア 幄舎というテントに設けられた席に案内された。寒風の下、席は吹きさらしであり、使い捨てカイロが配られた。

イ 着席すると電気が消され、灯りは何カ所かで焚かれているたき火だけとなった。

ウ 儀式がどのように進んでいるか、暗くてよく見えない上、参列者に対する途中説明は一切なかった。

エ 時折、何か歌らしきものが遠くから聞こえるが、一音一音長くのぼされて詠われ、内容は聞き取れなかった。

オ 時折、衛士が砂を軋ませて歩く音と、焚火の爆ぜる音しか聞こえなかった。

カ 悠紀殿供饌の儀が午後7時頃から始まり、午後10時過ぎには終わり、一旦休憩となった。次に主基殿供饌の儀が深夜から明け方の4時まで続いた。皇居を出たのは午前5時前であった。

## 6 大饗の儀

2019年11月16日及び同月18日、大饗の儀が2日にわたり行われた。

被告京都府知事は、第1日の方に招かれ、参列した(甲4 1 - 5)。

### (第1日)

11月16日午前8時、豊明殿を装飾する。

午前11時40分、参列の諸員が休所に参集する。

午前11時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大礼副委員長が随従する。

次に皇后が豊明殿にお出ましになる。

式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、女官長、女官及び大礼副委員長が随従する。

次に天皇が御座にお着きになり、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。次に皇后が御座にお着きになる。

次に天皇のお言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に<sup>しろきくろき</sup>白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基<sup>こもの</sup>両地方の<sup>しきもく</sup>献物の色目を申し上げる。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に御膳及び御酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に<sup>おさかなもの</sup>御穀物を再び供する。

次に諸員に穀物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に<sup>かざし</sup>挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に諸員が退出する。

参列の範囲は、前記（２）イの大嘗祭参列者のうち、①、②、③のうち内閣官房副長官（政務）、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩のうち高等裁判所長官を除いたもの、⑨、⑫のうち東京都、栃木県及び京都府の知事及び議会議長、⑭、⑮並びに⑰（順番は宮内庁資料のまま）である。

（第２日）

「11月18日午前8時、豊明殿を装飾する。

午前11時40分、参列の諸員が春秋の間に参集する。」

の各下線部分を異にする他、第1日と進行次第は同様である。

参列の範囲は、前記大嘗祭参列者のうち、③のうち内閣官房副長官（政務）を除いたもの、④、⑩のうち高等裁判所長官、⑪、⑫のうち東京都、栃木県及び京都府を除いた知事及び議会議長、⑬、⑯並びに⑰である。

すなわち、被告京都府知事は、主基田の所在する京都府の知事として、栃木県及び東京都の知事とともに大饗の儀第1日に参加しており、この点、他の都道府県知事と扱いを異にしている。

## 7 まとめ

本書面では、準備書面1に続き、原告らが違憲であると主張している①京都府知事らの「主基田抜穂の儀」への参列及び公金支出、②京都府東京事務所長の「新穀供納の儀」への参列のための公金支出、及び③京都府知事の「大嘗宮の儀」への参列及び公金支出の各行為のうち、②及び③の客観的事実経過を中心に述べた。

準備書面1とともに、主基田抜穂の儀を含むこれら一連の儀式が、宗教儀式その



ものであることを明らかにしたものである。

原告らは、次回提出予定の準備書面3では、京都府知事らの上記各宗教儀式への参列が単なる「社会的儀礼」などと言えるものではなく、それ自体、憲法で禁止される国及びその機関の「宗教的活動」に当たり、また、各参列に伴う公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」に該当することを明らかにし、憲法の政教分離規定に違反することを主張する。

さらに、天皇の代替わりに伴って現実に行われた前記大嘗祭関連の一連の儀式は、国事行為から除外された宗教儀式なのであるから、地方公共団体の長の参列を含め、国家や地方公共団体が関与することは、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当し、政教分離規定に違反するばかりではなく、立憲主義及び国民主権の原理にも抵触するものであることにも言及する。

以 上